

労働基準広報 2014 No.1807 1/21

CONTENTS

新春対談 どうなる今年の労働基準行政 ————— 6

「多様な正社員」の普及により 正規・非正規の二極化を解消

～ 厚生労働省労働基準局長・中野雅之 & 労働評論家・飯田康夫 ～

厚生労働省労働基準局長の中野雅之氏と、労働評論家の飯田康夫氏が、平成26年の労働基準行政について新春対談を行った。中野氏は、今年の労働基準行政の重点課題として、「多様な正社員」の普及をあげた。同氏は、正規雇用・非正規雇用の二極化の問題を解消し、雇用形態に関わらず安心して生活出来る多様な働き方が提供される環境を整備するために、職務等が限られた「多様な正社員」を普及させることが必要と話した。そのほか、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策については、新たに夜間・休日にも相談を受けつける労働条件相談ダイヤルの設置などさらなる充実を図っていくとしている。

●労働判例解説／八千代交通事件 ————— 18

無効な解雇で就労を拒否された者の年休権
無効な解雇で就労できなかった期間は
出勤日数に算入し全労働日に含める
(平成25年6月6日・最高裁第一小法廷判決)

解雇された労働者の解雇無効の訴えが認められ復職後、5日間の年休申請をして就労しなかったところ、会社は、年休の成立要件を満たさないとして賃金不支給とした。判決は、無効な解雇によって就労拒否された期間は、年休の発生要件である出勤率算定に当たって、「出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれる」との判断を示した。

(弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕)

●企業の安全配慮義務／過労死・過労自殺
そのときどうする? ————— 26

第35回 具体的事例検討⑭ 退職扱いの適法性
業務と相当因果関係あれば
休職期間後の退職扱い無効に

(弁護士・井澤慎次)

●NEWS ————— 1

(厚生省・過重労働の把握・是正主眼の監督結果) 違法残業や割賃不払の法違反率82%/
(次世代法について労政審が建議) 法の期限10年間延長して新たな認定制度の創設を/
(24年度・石綿被害の補償状況) 労災認定は石綿肺の75件含めて1083件に/ほか

●2014年 厚生労働行政の抱負 ————— 34

職業安定局長 岡崎淳一
職業能力開発局長 杉浦信平
年金局長 香取照幸

●連載 労働スクランブル® (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●労務資料 平成25年就労条件総合調査結果②～労働時間制度～ — 42
●わたしの監督雑感 宮城・大河原労働基準監督署長 佐藤一司 — 54 ●今月の資料室 — 56

労務相談室

回答者

- 高年齢者〔60歳定年後に嘱託社員として再雇用〕賞与理由に年金の支給ないが — 48 特定社労士・大槻智之
- 安全衛生〔半年契約で週5日のパートを雇入れ〕更新見込み大なら健診必要か — 50 弁護士・山口毅
- 賃金関係〔アルバイトの時間帯別時給〕残業した場合の単価は — 52 弁護士・鈴木一嗣

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内……………60